

○立川市議会議員政治倫理条例施行規則

平成16年7月30日議会規則第1号

改正

平成22年5月28日議会規則第3号

令和5年11月2日議会規則第2号

令和7年6月27日議会規則第2号

立川市議会議員政治倫理条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、立川市議会議員政治倫理条例（平成16年立川市条例第29号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(宣誓書の提出)

第2条 条例第4条に規定する宣誓書は、第1号様式による。

(審査請求書等)

第3条 条例第10条第1項に規定する審査請求書は、第2号様式による。

2 条例第10条第1項に規定する証拠説明書は、第3号様式による。

3 条例第10条第1項に規定する署名簿は、第4号様式による。

(審査請求却下通知書)

第4条 条例第11条第4項に規定する審査請求却下通知書は、第5号様式による。

(委員の除斥)

第5条 審査会の委員は、審査請求（条例第9条第1項に規定する審査請求をいう。）が  
自己若しくは配偶者若しくは3親等内の親族の一身上に關係し、又は自己若しくはこれ  
らの者の従事する業務に直接の利害關係がある場合については、その審査に加わること  
ができない。

(傍聴)

第6条 審査会の会議の傍聴については、立川市議会委員会傍聴規則（昭和51年立川市議  
会規則第3号）の例による。

(委員の謝礼)

第7条 条例第5条第2項に規定する委員の謝礼は、日額10,800円とする。

(委任)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年8月1日から施行する。

附 則（平成22年5月28日議会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年11月2日議会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年6月27日議会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。